

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 地域森林計画の決定
- 地域森林計画の変更
- 保安林の指定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

【公告】

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- ”
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【内水面漁場管理委員会】

- 第二十七回岡山県内水面漁場管理委員会の開催

【正誤】

- 平成二十四年度分の監査の結果の公表の正誤

林政課

”

治山課

道路整備課

”

建築指導課

”

”

内水面漁場管理委員会

”

監査事務局

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、平成二十六年四月一日以降十年間における旭川森林計画区に係る地域森林計画を定めたので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課及び関係市町村において縦覧に供する。

平成二十六年一月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、高梁川下流及び吉井川の各森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課及び関係市町村において縦覧に供する。

平成二十六年一月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

玉野市長尾字河内一一六四、一一六四―二、一一六六、一一六七、一一六八、一一六九、一一七〇、一一七二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年1月21日 岡山県公報 第11552号

◎岡山県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷飽浦線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
玉野市梶岡字松之木三五八番地先から 玉野市梶岡字上検田七八三番一地先まで	旧		七・〇〇 一四・〇	六八・〇
	新		七・〇〇 一四・〇	六八・〇
	玉野市西田井地字北浜二三九三番一七地先から 玉野市梶岡字上検田七八三番一地先まで		一〇・〇〇 三六・〇	一〇二六・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飽浦東兎線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

玉野市梶岡字上検田七八三番一地先まで 玉野市梶岡字上検田八一四番一地先から	玉野市梶岡字上検田七八三番一地先まで 玉野市梶岡字上検田八一四番一地先から	
旧	新	別
一六・〇 七・〇〇	三四・〇 一三・〇〇	(メートル)
一一三・〇	一二二・〇	(メートル)

平成26年1月21日 岡山県公報 第11552号

◎岡山県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	区間	供用開始年月日
飽浦東児線	倉敷飽浦線	路線名		
玉野市梶岡字上検田七八三番一地先まで	玉野市梶岡字上検田七八三番一地先まで		玉野市西田井地字北浜二三九三番一七地先から	平成二十六年一月二十三日（十五時）
玉野市梶岡字上検田八一四番一地先から				

〔二二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市東江原町字蛭り田一〇〇〇一五、一〇〇〇一一、一〇〇〇一七、一〇〇〇二一、
一〇〇〇二二、一〇〇〇四一、一〇〇〇五一、一〇〇〇五四、一〇〇〇六一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

井原市東江原町一五一六

シーピー化成株式会社

代表取締役 三宅 勉

三 許可番号

岡山県指令建指第六四号

平成26年1月21日 岡山県公報 第11552号

〔二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市立川字八反田一〇九二一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都豊島区東池袋三丁目一

株式会社ファミリーマート

代表取締役 上田 準二

三 許可番号

岡山県指令建指第三四五号

〔二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十六年一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市立川字八反田一〇九二―一

二 公共施設の種別

防火水槽

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都豊島区東池袋三丁目一―一

株式会社ファミリーマート

代表取締役 上田 準二

五 許可番号

岡山県指令建指第三四五号

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第三号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百十七回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

平成二十六年一月二十一日

岡山県内水面漁場管理委員会

会長 戸田博

一 日時 平成二十六年一月二十八日（火）

午後一時から

二 場所 岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 ニホンウナギの現況について

〔一〕平成二十五年十二月二十七日付け（号外）公布岡山県監査公表第八号（平成二十四年度分の監査の結果の公表）に誤りがあった。

頁・行	誤	正														
七・七	引き続き収入確保に努めること。	新たに雑入（森林整備加速化・林業再生事業補助金返還金）で収入未済が認められた。一層の収入確保に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めること。														
八・五	<table border="1" data-bbox="708 490 1019 871"> <tr> <td>平成23年度末</td> <td>27,755,005円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度末</td> <td>27,723,929円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>△31,076円</td> </tr> </table>	平成23年度末	27,755,005円	平成24年度末	27,723,929円	比較増減	△31,076円	<table border="1" data-bbox="708 1247 1019 1628"> <tr> <td>平成23年度末</td> <td>27,755,005円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度末</td> <td>27,723,929円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>△31,076円</td> </tr> </table> <p data-bbox="641 1234 671 1933">雑入（森林整備加速化・林業再生事業補助金返還金）収入未済状況</p> <table border="1" data-bbox="501 1247 606 1628"> <tr> <td>平成24年度末</td> <td>3,574,916円</td> </tr> </table>	平成23年度末	27,755,005円	平成24年度末	27,723,929円	比較増減	△31,076円	平成24年度末	3,574,916円
平成23年度末	27,755,005円															
平成24年度末	27,723,929円															
比較増減	△31,076円															
平成23年度末	27,755,005円															
平成24年度末	27,723,929円															
比較増減	△31,076円															
平成24年度末	3,574,916円															